

国空航第800号
平成24年3月29日
改正国空航第1040号
平成26年3月20日
改正国空航第1548号
平成29年10月6日

特定操縦技能審査実施細則

I. 一般

I-1 総則

1. 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項の規定により行う特定操縦技能の審査（以下「特定操縦技能審査」という。）を行う場合は、特定操縦技能審査実施要領（平成24年3月29日、国空航第799号）及び本細則によるものとする。
2. 特定操縦技能審査に使用する航空機の種類毎に、本細則に定める審査の方法に従って、操縦技能審査員が行うものとする。操縦技能審査員（以下「審査員」という。）は、その操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について特定操縦技能の審査を行うことができる。
3. 特定操縦技能審査に使用する航空機が操縦に2人を要する航空機または特定の方法又は方式により飛行する場合に操縦のために2人を要する航空機である場合は、機長及び副操縦士の職務分担、スタンダードコールアウト要領について事前に審査員の確認を受けること。
4. 実技審査は、航空機の種類毎に実機の他、模擬飛行装置及び飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）で行うことができる。

I-2 共通事項

1. 審査開始前

1-1 審査員の身分証明等の提示

審査に先立ち、審査員は「技能証明書」「操縦技能審査員の証」を特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）に提示し、自らが審査員として審査を実施する旨を伝える。

1-2 審査の方法の提示

審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

(1) 全体の流れ

口述審査・飛行前ブリーフィング・実技審査・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

(2) 注意事項の伝達

以下の注意事項について、説明する。

ア 実技審査の際の機長を明確にすること。

イ 被審査者は、実技審査において、各科目で著しく不安定になったと被審査者本人が判断した場合は「やり直し」を申し出ること。

1-3 書類の確認

審査員は、被審査者の以下の書類について確認をする。

(1) 技能証明書（規則第28号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認及び限定事項等を含む。）

(2) 航空身体検査証明書（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く）
条件がある場合は、当日の状況が条件に合致していること。例えば、「常用眼鏡使用及び予備眼鏡携帯」の条件がある場合は、現に使用している眼鏡の他に予備眼鏡を所持していることを確認しなければならない。

(3) 無線従事者免許証（模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。）
航空機局の無線設備を取り扱える資格を有していることを確認する。
具体的には以下のいずれかの資格を有していることを確認する。

ア 第一級総合無線通信士

イ 第二級総合無線通信士

ウ 航空無線通信士

エ 航空特殊無線技士

オ 第一級無線通信士

カ 第二級無線通信士

キ 航空級無線通信士

ク 特殊無線技士（無線電話丙）

ケ 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則 S 3 7 条の規定により外国政府の発給する証明書（操縦に2人を要する航空機であつて、会社等の運航規程で日本政府の発行する無線従事者免許証を有する者と航空業務に従事することが規定されている場合に限る。）

- 1-4 審査員は以下の各号の場合、審査を開始してはならない。
- (1) 技能証明書（規則第20号様式 12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認含む。）が提出されず確認できない場合
 - (2) 航空身体検査証明書が提出されず有効期間が確認できない場合
ただし、模擬飛行装置等を使用して行う場合を除く。
 - (3) 平成26年4月1日以降、特定操縦技能審査に合格していない者又は法第71条の3第2項に基づき当該適用を受けていない者の審査を実機を用いて行う場合、法第71条の4の規定に従って、特定操縦技能練習監督者の監督の下に実施しなければならないことから、特定操縦技能練習監督者の同乗が確保できない場合
ただし、審査員が、特定操縦技能練習監督者を兼務する場合は除く。

2. 審査の実施

審査は原則として口述審査の後に実技審査を実施する。ただし、天候等の理由により、実技審査を先に実施するべき理由がある場合は実技審査を先に実施してもよい。

また、被審査者が等級限定又は型式限定を複数有する場合であって、審査に使用する航空機以外の航空機事項については口述審査に含めてよいこととする。

具体的審査の実施要領については、各航空機の種類毎に定めたII項からV項を参照のこと。

なお、審査員は、実技審査の実施に当たっては、審査の厳正さを保ち、被審査者の集中力を阻害することが無いようにする必要がある。また、同乗して審査を行う場合には、審査が安全に実施できるように最大限の注意を払うこと。

3. 審査終了後のブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための助言を行う。

3-1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が十分に回答できなかった事項について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3-2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに安全性向上が期待できると思われる事項について助言する。

4. 不合格と判定しなければならない状況

4-1 以下の状況が審査中生じた場合は、不合格と判定しなければならない。

(1) 審査において航空法違反が明確な場合

以下の例に該当した場合、もしくは類似の状況と判断できる場合

ア 管制指示に違反した場合

イ 飛行規程に記載された制限事項に違反した場合

ウ その他航空法に規定された事項に違反した場合

(2) 判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合

この場合、審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必要はない。

(3) 危険な操作を実施した場合、または危険な状況を回避しなかった場合

5. 判定と判定後に実施すべき事項

5-1 合格と判定した場合

4. に該当しない場合は「合格」と判定し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

5-2 不合格と判定した場合

4. に該当する場合は「不合格」と判定し、被審査者に理由とともに不合格の旨を伝達し、技能証明書に必要事項を記入した後被審査者に交付する。

Ⅱ. 飛行機

Ⅱ-1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 航空機の運航に必要な知識について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
1-1	最近の 変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

II-2 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
<p>(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。</p> <p>(注) 模擬飛行装置等のみにより実技審査を行う場合は、実際に行うことができない一部の作業について口述審査で確認するものとする。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
2-1	証明書・書類	<p>各書類について以下の内容について確認させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のもの と一致すること 2. 耐空証明書 (1) 登録記号が当該航空機のもの と一致すること (2) 耐空類別が何か。 (3) 耐空証明が有効であること 3. 運用限界等指定書 4. その他必要書類 有効性を確認する。 5. 航空日誌等により航空機の整備 状況を確認させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。

2. 飛行前作業 (続き)			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2-2	重量・重心位置等	<p>1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させる。</p> <p>2. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認させる。</p> <p>(注) 計算には製造者もしくは運航者により公式に認められた表、グラフ、計算プログラムを使用してもよい。</p>	<p>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</p> <p>2. 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できること。</p> <p>3. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できること。</p> <p>4. 質問事項に概ね答えられること。</p> <p>(注) 「離陸重量が使用する予定の滑走路長での離陸を安全にできる範囲内であること」とは、離陸を計画した滑走路長が当該離陸重量で飛行規程により計算した離陸距離（離陸滑走開始から滑走路面上50ftに達するまでの水平距離（T類、C類においては別に定められた距離））より長いことをいう。なお、インターセクションからの離陸を計画する場合は、残滑走路長が離陸距離より長いことをいう。また、「着陸重量が使用する予定の滑走路長での着陸を安全にできる範囲内であること」とは、着陸を計画した滑走路長が当該着陸重量で飛行規程により計算した着陸距離（滑走路面上50ftの高度から接地し完全に停止するまでに必要な水平距離）より長いことをいう。</p>

2. 飛行前作業 (続き)			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2-3	航空情報・気象情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2-4	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。
2-5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-1	地上滑走 (水上滑走)	<p>1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。</p> <p>(1) 概ね誘導路中心線上を滑走すること。</p> <p>(2) 滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。</p> <p>(3) ライドオンブレーキ(ブレーキを常にかけた状態)でないこと。</p> <p>(4) 特に小型機においては風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。</p> <p>2. 水上機の場合は、次の項目を行わせる。</p> <p>(1) 追い風、横風中の滑走</p> <p>(2) 風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング</p>	<p>1. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し適切な速度及び出力で滑走できること。</p> <p>2. 他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行えること。</p> <p>3. 水上機の場合 風、潮流を考慮して、安全に滑走、漂流、ドッキングができること。</p>
3-2	場周飛行及び後方乱気流の回避	<p>所定の方式に従って場周経路を飛行させる。</p> <p>(1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。</p> <p>(2) 適切な見張りができること。</p> <p>(3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。</p> <p>a 運航会社等の設定した速度</p> <p>b 製造者の推奨する速度</p> <p>c 受審者の決定した速度</p> <p>被審査者が計器飛行方式による運航を常とする場合は、上記場周飛行に代えて精密進入を実施することができる。</p> <p>速度は次の順位で上位のものを基準とする。</p> <p>a 運航会社等の設定した速度</p> <p>b 製造者の推奨する速度</p> <p>c 受審者の決定した速度</p>	<p>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</p> <p>精密進入により本科目を実施する場合は、以下の基準による。</p> <p>3. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>4. 最終進入以前の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</p> <p>5. 最終進入中の諸元は、 速度は±10ノット ローカライザーは1ドット グライドスロープは1ドット以内の変化であること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止			
(目的) 通常の離陸(離水)及び着陸(着水)について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-1	通常の離陸(離水)及び上昇	<p>1. 所定の方式により通常の離陸(離水)を行わせる。</p> <p>(1) 滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと。</p> <p>(2) 飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること。</p> <p>(3) 飛行規程を元に受審者が計画した速度でローテーションを開始すること。</p> <p>(4) 過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。</p> <p>2. 水上機の場合は、向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能ならばうねりのある水面からの離水を行わせる。</p>	<p>1. 横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を概ね維持しながら離陸、上昇できること。</p> <p>2. 上昇速度は±10ノット以内の変化であること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-2	通常の進入及び着陸（着水）	<p>1. 所定の方法により通常の進入及び着陸（着水）を行わせる。</p> <p>(1) 風向、風速を考慮してベースターンの位置を決定すること。</p> <p>(2) ベースレグでは風向、風速を考慮してパスを飛行すること。</p> <p>(3) ファイナルターンでは30度を超えるバンクをとらないこと。</p> <p>(4) ファイナルレグでは2. を元に被審査者が計画した速度を維持して飛行規程を元に被審査者が計画したパスを飛行すること。</p> <p>(5) 接地点は次のいずれか最も滑走路進入端に近い点を越えないこと。</p> <p>a 進入端から滑走路長の1/3の点</p> <p>b 最も進入端から遠い進入端側の接地帯標識の終端</p> <p>c 出発端から飛行規程により算出した着陸必要滑走路長だけ進入端側に寄った点</p> <p>(6) 接地は概ねセンターライン上に滑走路方向と平行に実施する。ただし、飛行規程にクラブ状態での接地が定められている場合は、飛行規程に従うこと。</p> <p>(7) 着陸滑走は概ねセンターライン上を行い、安全に減速すること。</p> <p>2. 最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3倍か、製造者が設定した速度とする。</p>	<p>1. 所定の経路を安全に進入できること。</p> <p>2. 突風成分を修正した進入速度を設定できること。</p> <p>3. 進入速度は、 +10ノット -5ノット 以内の変化であること。</p> <p>4. 指定された接地点付近に安全な姿勢で接地できること。</p> <p>5. 横滑り状態で接地(接水)したり、接地(接水)後著しく方向を偏位させないこと。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-3	着陸（着水）復行	<p>通常の着陸進入中、対地高度50フィート以下で着陸復行を指示し着陸（着水）復行を行わせる。</p> <p>（注）別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。</p>	<p>機を失せず安全に復行操作ができること。</p> <p>または、質問事項に概ね答えられること。</p>
4-4	離陸中止	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

5. 基本的な計器による飛行			
(目的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	レーダー誘導による飛行	<p>機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 <p>(注) 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 フードの使用は被審査者の任意による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
6-1	通常操作	<p>規程等に定められた飛行状況の管理を行わせる。</p>	<p>(操縦に2人を要する航空機)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スタンダードコールアウトが実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 <p>(1人で操縦できる航空機) 規程等に従った操作ができること。</p>

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目的) 緊急状態となった場合の知識（操作手順含む）について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
7-1	諸系統又は装置の故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。
7-2	離陸中のエンジン故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

8. 航空機乗組員間の連携			
(目的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。 (注) 操縦に2人を要する飛行機に係る審査に限る。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
8-1	乗連員携間等の	機長として他の乗組員と連携し、必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密にできること。

Ⅲ. 回転翼航空機

Ⅲ-1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な最新の知識			
(目的) 航空機の運航に必要な最新の知識について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
1-1	最近の変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

Ⅲ－２ 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

２．飛行前作業			
<p>(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。 (注) 模擬飛行装置等のみにより実技審査を行う場合は、実際に行うことができない一部の作業について口述審査で確認するものとする。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
２－１	証明書・書類	<p>各書類について以下の内容について確認させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> １．航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のもの と一致すること ２．耐空証明書 (1)登録記号が当該航空機のもの と一致すること (2)耐空類別が何か。 (3)耐空証明が有効であること ３．運用限界等指定書 ４．その他必要書類 有効性を確認する。 ５．航空日誌等により航空機の整備 状況を確認させる。 	<ol style="list-style-type: none"> １．必要な証明書、書類等の 有効性を確認できること。 ２．航空日誌等の記載事項を 解読でき、必要な事項を確 認できること。
２－２	重量・重心位置等	<ol style="list-style-type: none"> １．審査に使用する航空機の重量及 び重心位置を計算させる。 ２．搭載する燃料及び滑油の品質に ついて確認させる。 ３．別に示す特定操縦技能審査口述 ガイダンスに従って質問する。 <p>(注) 計算には製造者もしくは運航 者により公式に認められた表、 グラフ、計算プログラムを使用 してもよい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> １．空虚重量、全備重量、搭 載重量等の区分を理解し、 重量及び重心位置が許容範 囲内にあることを確認でき ること。 ２．使用できる燃料及び滑油 並びに搭載している燃料及 び滑油について確認でき ること。 ３．質問事項に概ね答えられ ること。
２－３	航空情報・気象情報	<ol style="list-style-type: none"> １．必要な航空情報を入手させ、飛 行に関連のある事項について説明 させる。 ２．必要な気象情報を入手させ、天 気概況、空港等及び使用空域の実 況及び予報について説明させる。 	<ol style="list-style-type: none"> １．航空情報を理解できるこ と。 ２．天気図等を使用し、天気 概況の説明ができること。 ３．各種の気象通報式の解読 ができること。 ４．航空情報、気象情報を総 合的に検討し、飛行の可否 が判断できること。 ５．質問事項に概ね答えられ ること。

2. 飛行前作業（続き）			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2-4	飛行前点検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。
2-5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。 3. 水上機の場合 トルクの影響を理解し安全に始動ができること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-1	垂直離陸 (離水) ・着陸 (着水) (ホバリング含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 垂直に離陸してホバリングを行わせる。 2. ホバリングから垂直に着陸させる。 3. 水上機の場合 1～2を水上で行わせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他機や障害物等、周辺の状況を考慮して、ホバリングが開始されていること。 2. 針路の変化及び位置の移動が少なく、安定してホバリングに移行できること。また、ホバリングから垂直着陸できること。 3. 地上共振を避けるための配慮がなされていること。 4. LTEに対する配慮がなされていること。 5. 水上機の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目標物を確実に捉え接水、離水ができること。 (2) 波高の判定ができること。

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-2	地 （水） 上滑走	<p>1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走又はエアタキシングを行わせる。</p> <p>2. エアタキシングの高度は、障害物を避ける場合を除いて、ホバリング高度とする</p> <p>3. 水上機の場合 審査員の指示により接水及びホバリング状態で滑走を行わせる。</p>	<p>1. ダウンウォッシュの影響が考慮されていること。</p> <p>2. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、速やかに、かつ、安全に停止できる速度で滑走できること。</p> <p>3. 他機（特に大型機）の後方を通過する場合に安全に対する配慮を行えること。</p> <p>4. LTEに対する配慮がなされていること。</p> <p>5. 水上機の場合 (1) 滑走速度が適切であること。 (2) 安全な操作であること。</p>
3-3	場周飛行及び後方乱気流の回避	<p>所定の方式に従って場周経路を飛行させる。</p> <p>(1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は受審者の計画による。</p> <p>(2) 適切な見張りができること。</p> <p>(3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。 a 運航会社等の設定した速度 b 製造者の推奨する速度 c 受審者の決定した速度</p>	<p>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット以内の変化であること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 通常の離陸(離水)及び着陸(着水)並びに着陸復行について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-1	通常離陸 (離水)	<p>ホバリングから通常の上昇を行わせる。</p> <p>(1) 離陸位置でホバリングを行い余剰出力を確認する。</p> <p>(2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をし、高度速度包囲線を配慮した適切なコントロールを行うこと。</p> <p>(3) 飛行規程を元に受審者が計画した速度で上昇を行うこと。</p> <p>(4) 過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。</p> <p>(5) 横風修正は、一般的に上昇速度に達するまではバンク、その後はクラブで針路の修正を行うこと。</p>	<p>1. 上昇速度は±10ノット以内の変化であること。</p> <p>2. 針路の保持が適切であること。</p> <p>3. 横風修正が適切であること。</p> <p>4. 水上機の場合 水面上でのホバリングが安定していること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-2	通常着陸（着水）	<p>通常の進入を行い目標上でホバリングを行わせる。</p> <p>(1) 所定の進入角に安定した進入速度で乗れるよう、場周飛行における減速及び降下開始時機を計画すること。</p> <p>(2) 進入角に乗ったら、円滑に出力を調整して進入を開始し、進入中は進入角及び進入速度を維持するようコントロールすること。（進入角及び進入速度については、飛行規程を元に受審者が計画したものであること。）</p> <p>(3) 高度速度包囲線を配慮した適切な減速操作を行い、ホバリングに移行すること。</p> <p>(4) 横風修正は、一般的に減速操作を開始するまではクラブ、その後はバンクで針路の修正を行うこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 進入速度は、減速操作を開始するまで±10ノット以内の変化であること。 2. 概ね一定した進入角であること。 3. 軸線の保持が適切であること。 4. 横風修正が適切であること。 5. 直径25フィートの円内でホバリングをすること。 6. 水上機の場合 ホバリング高度が安定していること。
4-3	着陸復行	<p>通常の着陸進入中、指示により復行を行わせる。</p> <p>(注) 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。</p>	<p>機を失せず安全に復行操作ができること。</p> <p>または、質問事項に概ね答えられること。</p>

5. 基本的な計器による飛行			
(目的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	レーダー誘導による飛行	<p>機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 <p>(注) 1. 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 2. フードの使用は被審査者の任意による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
6-1	通常操作	<p>規程等に定められた通常時の操作及び飛行状況の管理を行わせる。</p>	<p>(操縦に2人を要する航空機)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スタンダードコールアウトが実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 <p>(1人で操縦できる航空機) 規程等に従った操作ができること。</p>

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目的) 緊急状態となった場合の知識(操作手順含む)について審査する。 (注) 7-1は多発機に係る審査に限る。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
7-1	多発機の1発動機故障	別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
7-2	諸系統又は装置の故障	1. 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。 (注) 実技審査により行うこともできる。	質問事項に概ね答えられること。

8. 航空機乗組員間の連携			
(目的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。 (注) 操縦に2人を要する回転翼航空機に係る審査に限る。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
8-1	乗連員携間等の	機長として他の乗組員と連携して必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密にできること。

IV. 滑空機

IV-1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 航空機の運航に必要な知識について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
1-1	最近の変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

IV-2. 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき準備作業と確認事項の実施について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
2-1	証明書・書類	各書類について確認させる。 1. 航空機登録証明書 2. 耐空証明書 3. 運用限界等指定書 4. その他必要書類 5. 航空日誌等	1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。 3. 航空日誌等により航空機の整備状況が確認できること。

2. 飛行前作業 (続き)			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準 等
2-2	重量・重心位置等	<p>1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を重心位置表等を用いて確認させる。</p> <p>2. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認させる。(上級滑空機を除く。)</p>	<p>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</p> <p>2. 離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全にできる範囲内であることを確認できること。(自力発航の用に供することのできる動力滑空機に限る。)</p> <p>3. 燃料及び滑油の搭載量並びにその品質について確認できること。(上級滑空機を除く)</p> <p>4. 質問事項に概ね答えられること。</p> <p>(注) 「離陸重量が使用する予定の滑走路長での離陸を安全にできる範囲内であること」とは、離陸を計画した滑走路長が当該離陸重量で飛行規程により計算した離陸距離(離陸滑走開始から滑走路面上50ftに達するまでの水平距離)より長いことをいう。なお、インターセクションからの離陸を計画する場合は、残滑走路長が離陸距離より長いことをいう。また、「着陸重量が使用する予定の滑走路長での着陸を安全にできる範囲内であること」とは、着陸を計画した滑走路長が当該着陸重量で飛行規程により計算した着陸距離(滑走路面上50ftの高度から接地し完全に停止するまでに必要な水平距離)より長いことをいう。</p>

2. 飛行前作業 (続き)			
番号	科目	実施要領	判定基準等
2-3	航空情報・気象情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等（滑空場）及び使用空域の実況及び予報について説明させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2-4	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛行規程に定められた所定の点検ができること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
<p>(目的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。 (注) (3-1) 及び (3-2) は自力発航による離陸を実施する場合に行う。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-1	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動及び試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。
3-2	地上滑走	管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。 (1) 概ね誘導路中心線上を滑走すること。 (2) 滑走速度は安全上支障なく停止できる速度であること。 (3) ライドオンブレーキ(ブレーキを常にかけた状態)でないこと。 (4) 風向に応じたエルロン、エレベータ位置であること。	1. 必要な情報を入手し、安全を確認した上で地上滑走が行えること。 2. 他機や障害物等周辺の状況などを考慮し、適切な速度で滑走できること。 3. 大型機の後方を通過する場合は、安全に対する配慮が行えること。
3-3	発航準備	1. 曳航前の打ち合わせを行い、安全上の基準の確認を行わせる。(自力発航による離陸を除く。) 2. 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。 3. 発航の可否を判断し、所定の方法により運航関係者に連絡する。	1. 曳航前の打ち合わせで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが確実に行われていること。(自力発航による離陸を除く。) 2. 運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。 3. 発航の可否を判断し運航関係者に正しく連絡できること。
3-4	場周経路の飛行	1. 所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。 2. 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。	1. 場周経路を飛行できること。 2. 先行機との間隔が適切に設定できること。 3. 円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。 4. 速度は意図した速度の±18キロメートル/時、針路は意図した針路の±10度以内の変化であること。

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行			
<p>(目的) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行について審査する。</p> <p>(注) 1. 曳航装置なし動力滑空機の実技審査では(4-2)及び(4-3)を実施しない。ただし、動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては、(4-3)を実施し、(4-4)及び(4-5)を実施しない。</p> <p>2. 曳航装置付き動力滑空機の実技審査では(4-1)又は(4-2)のいずれかを実施し、(4-3)を実施しない。ただし、動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについては(4-3)を実施し、(4-4)及び(4-5)を実施しない。</p> <p>3. 上級滑空機の実技審査では(4-1) (4-4)及び(4-5)を実施しない。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-1	自力発航による離陸	動力装置を使用しての通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 離陸滑走において著しく蛇行しないこと。 2. 横風を修正して離陸できること。 3. 上昇速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。
4-2	曳航による離陸	曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適正な方向を概ね維持できること。 2. 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。 3. 速度超過、速度低下又はポーポイズィングに対して機を失せずに適切な修正操作が行えること。 4. 適正な航跡を概ね維持できること。

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-3	滑空による着陸	<ol style="list-style-type: none"> 滑空による通常着陸を行わせる。 (1) 風向、風速を考慮して第3旋回の位置を決定すること。 (2) 第4旋回では30度を超えるバンクをとらないこと。 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。 指定された地点に接地する。 	<ol style="list-style-type: none"> 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。 適切な横風修正ができること。 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。
4-4	動力装置の作動中における着陸	<ol style="list-style-type: none"> 動力装置を運転したままの状態ですべての方法及び手順により通常に着陸及び横風中の着陸を行わせる。 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする。 指定された地点に接地する。 <p>(注) 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 進入速度は±9キロメートル/時以内の変化であること。 適切な横風修正ができること。 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。 3舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 指定された地点から前方60メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。
4-5	着陸復行	<p>動力装置を運転したままの状態における通常に着陸進入中、対地高度15メートル以下で着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。</p> <p>(注) 1. 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。</p> <p>(注) 2. 動力装置を運転したままの状態での着陸に適さないものについてはこの科目を実施しない。</p>	<p>機を失せず復行の操作ができること。</p> <p>質問事項に概ね答えられること。</p>

5. 曳航による飛行			
<p>(目的) 曳航及び曳航索からの離脱について審査する。</p> <p>(注) 1. 曳航装置なし動力滑空機の審査では実施しない。 2. 曳航装置付き動力滑空機の審査で、自力発航による離陸を行う場合は実施しない。自力発航による離陸を行わない場合は(5-2)を実施する。 3. 上級滑空機の審査では(5-1)又は(5-2)のいずれかを実施する。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
5-1	ウインチ曳航による飛行	ウインチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適正な方向を概ね維持できること。 2. 適正な初期上昇姿勢が確立できること。 3. 適正な航跡を維持できること。 4. 適正な操作により曳航索の離脱が行えること。 5. 曳航索の離脱の確認が行えること。
5-2	航空機曳航による飛行	航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 離陸時に曳航機より過度に高くなること。 2. 適正な追従位置を維持できること。 3. 曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失わずに適切な修正操作が行えること。 4. 曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。 5. 曳航機との安全間隔が確保できること。

6. ソアリング			
<p>(目的) 各種ソアリングにおける操作について審査する。</p> <p>(注) 各種ソアリングにおける操作について口述で審査する。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
6-1	ソアリング	<p>各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サーマル・ソアリング 2. リッジ・アンド・スロープ・ソアリング 3. ウェーブ・ソアリング <p>(注) 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問する。</p>	ソアリングを行うために必要な能力に関する質問事項に概ね答えられること。

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
<p>(目的) 各種異常時及び緊急時の知識（操作手順含む）について審査する。 (注1) 曳航装置なし動力滑空機の審査では（7-1）を実施しない。 (注2) 上級滑空機の審査では（7-2）を実施しない。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
7-1	曳及航び中緊急の急異時常の時操作	<p>別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。</p> <p>(注) 実技審査により行うこともできる。</p>	質問事項に概ね答えられること。
7-2	動力装置の故障	<p>別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。</p> <p>(注) 実技審査により行うこともできる。</p>	質問事項に概ね答えられること。
7-3	諸系統又は装置の故障	<p>別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。</p> <p>(注) 実技審査により行うこともできる。</p>	質問事項に概ね答えられること。
7-4	場外着陸	<p>別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。</p> <p>(注) 実技審査により行うこともできる。</p>	質問事項に概ね答えられること。

V. 飛行船

V-1 口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な最新の知識			
(目的) 航空機の運航に必要な最新の知識について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
1-1	最近の変更点	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-2	一般知識	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。
1-3	航空機事項等	別に示す特定操縦技能審査口述ガイドランスに従って質問する。	質問事項に概ね答えられること。

V-2 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
2-1	証明書・書類	<p>各書類について以下の内容について確認させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機登録証明書 登録記号が当該航空機のもの と一致すること 2. 耐空証明書 (1)登録記号が当該航空機のもの と一致すること (2)耐空類別が何か。 (3)耐空証明が有効であること 3. 運用限界等指定書 4. その他必要書類 有効性を確認する。 5. 航空日誌等により航空機の整備 状況を確認させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 2. 航空日誌等の記載事項を 解読でき、必要な事項を確 認できること。
2-2	重量・重心位置等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査に使用する航空機の重量及 び重心位置を計算させる。 2. 搭載する燃料及び滑油の品質に ついて確認させる。 <p>(注) 計算には製造者もしくは運航 者により公式に認められた表、 グラフ、計算プログラムを使用 してもよい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空虚重量、全備重量、搭 載重量等の区分を理解し、 重量及び重心位置が許容範 囲内にあることを確認でき ること。 2. 使用できる燃料及び滑油 並びに搭載している燃料及 び滑油について確認でき ること。 3. 質問事項に概ね答えられ ること。

2. 飛行前作業 (続き)			
番号	科目	実施要領	判定基準等
2-3	航空情報・気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2-4	飛行前点検	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問する。	1. 飛行規程等に定められた点検ができること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

3. 空港等及び場周経路における運航			
(目的) 空港等及び場周経路における運航について審査する。			
3-1	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動・試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を守れること。

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-2	地上操作（マストオン及びマストオフ含む）	<p>グラウンドクルーと共同して、船体を定位置に安定させ又は地上で移動を行わせる。</p> <p>※以下はマストオフから離陸まで又は着陸後の接地からマストオンまでの実施要領</p> <p>(1) マストオフから離陸地点への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。</p> <p>(2) 着陸後の接地からマストオンできる位置への移動を行わせる。移動速度はゆっくり歩く速さであること。</p> <p>(3) ハンドシグナル及び通信機を利用して、グラウンドクルーと綿密な連携を実施すること。</p> <p>(4) ピッチ・トリム調整（バロネットや燃料配置による）を実施すること。</p> <p>(5) 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。 （風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）</p>	<p>1. 安全に操作できること。</p> <p>2. 発動機の使用法が適切であること。</p> <p>3. バラストを適切に調整できること。</p>

3. 空港等及び場周経路における運航（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準等
3-3	地上におけるウェイオフ	<p>地上においてウェイオフを行わせる。</p> <p>(1) 重量調整を行わせる。</p> <p>(2) 船体が安定するようピッチ・トリム調整（バロネットによる）を実施すること。</p> <p>(3) 風向、風速の変動に対して船体をコントロールすること。 （風向に対してはラダーと左右発動機推力差、風速に対しては発動機推力を調整し制御すること。）</p>	<p>1. 機体を安定させることができること。</p> <p>2. バラスト調整が適切にできること。</p> <p>3. 静浮力とトリムを適切に決定できること。</p>
3-4	場周飛行及び後方乱気流の回避	<p>所定の方式に従って場周経路を飛行させる。</p> <p>(1) 場周経路は管制機関からの指示等がない場合は被審査者の計画による。</p> <p>(2) 適切な見張りができること。</p> <p>(3) 速度は次の順位で上位のものを基準とする。</p> <p>a 運航会社等の設定した速度</p> <p>b 製造者の推奨する速度</p> <p>c 受審者の決定した速度</p>	<p>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して飛行できること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±200フィート以内の変化であること。適切な速度が保持できること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行			
(目的) 通常の離陸及び着陸について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
4-1	無滑走離陸	<p>所定の方式により滑走しないで離陸を行わせる。 (船体の構造、特性が無滑走離陸に適する場合に限る。)</p> <p>(1) 常に風に正対し離陸すること (2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。</p>	<p>1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 船体姿勢を制御できること。 4. 発動機の使用法が適切であること。</p>
4-2	無滑走着陸	<p>所定の方式により滑走しないで着陸を行わせる。 (船体の構造、特性が無滑走着陸に適する場合に限る。)</p> <p>(1) 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。 (2) ピッチ・トリム調整(パロネットや燃料配置による)を実施すること。 (3) 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。</p>	<p>1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向と高度の制御ができること。 4. 発動機の使用法が適切であること。</p>
4-3	滑走離陸	<p>所定の方式により滑走して離陸を行わせる。 (1) 常に風に正対し離陸すること。 (2) 飛行規程に示された方法により離陸操作をすること。</p>	<p>1. バラスト調整が適切であること。 2. 適切にトリムできること。 3. 機首方向を著しく変化させないこと。 4. 発動機の使用法が適切であること。</p>

4. 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行（続き）			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-4	滑走着陸	<p>所定の方式により滑走して着陸を行わせる。</p> <p>(1) 着陸における静的ヘビネスに影響する要素を考慮し、最大着陸ヘビネス限界内であることを確認する。</p> <p>(2) ピッチ・トリム調整（パロネットや燃料配置による）を実施すること。</p> <p>(3) 飛行規程に示された方法により着陸操作をすること。</p>	<p>1. バラスト調整が適切であること。</p> <p>2. 適切にトリムできること。</p> <p>3. 機首方向と高度の制御ができること。</p> <p>4. 着陸速度が適切であること。</p> <p>5. 発動機の使用法が適切であること。</p>
4-5	着陸復行	<p>着陸進入中、着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。</p> <p>(注) 別に示す特定操縦技能審査口述ガイダンスに従って質問することもできる。</p>	<p>機を失せず安全に復行操作ができること。</p> <p>または、質問事項に概ね答えられること。</p>

5. 基本的な計器による飛行			
(目的) 視程不良時の緊急状態を想定した短時間のレーダー誘導による飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	レーダー誘導による飛行	<p>機位が不明となり、レーダー誘導により空港等に帰投する想定で、次の飛行を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被審査者に機位が不明となった状況を与える。 2. 被審査者は、審査員にレーダー誘導を要求する。 3. 500フィート以上の高度変更及び90度以上の針路変更の指示を行う。 4. 被審査者は審査員の指示を復唱し、その指示に従って飛行する。 <p>(注) 1. 高度変更と旋回の指示は同時には行わない。 2. フードの使用は被審査者の任意による。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の方式により、レーダー誘導の要求ができること。 2. 誘導の指示を理解し、対応した操作ができること。 3. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度（水平直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。

6. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
6-1	通常操作	規程等に定められた通常時の操作及び飛行状況の管理を行わせる。	<p>(操縦に2人を要する航空機)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スタンダードコールアウトが正しく実施できること。 2. 規程等に従った操作が正しく実施できること。 <p>(1人で操縦できる航空機) 規程等に従った通常時の操作ができること。</p>

7. 異常時及び緊急時に必要な知識			
(目的) 緊急状態となった場合の知識（操作手順含む）について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
7-1	諸装 系置 統の 又故 は障	1. 別に示す特定操縦技能審査口述 ガイダンスに従って質問する。 2. 離陸中止を含むものとする。 (注) 実技審査により行うこともで きる。	質問事項に概ね答えられる こと。

8. 地上作業員との連携			
(目的) 飛行全般にわたり地上作業員との連携等について審査する。			
番号	科目	実施要領	判定基準等
8-1	地 上 作 業 員 と の 連 携	所定の方法により、地上作業員と 連携して必要な飛行作業を行わせ る。	1. 地上作業員と運航要領、 手信号や合図の方法等の打 ち合わせが適切にできるこ と。 2. 地上作業員との連携等が 適時緊密にできること。

9. 航空機乗組員間の連携			
<p>(目的) 飛行全般にわたり乗員間の連携について審査する。</p> <p>(注) 操縦に2人を要する飛行船に係る審査に限る。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準等
9-1	乗連 員携 間等 の	機長として他の乗組員と連携して 必要な飛行作業を行わせる。	乗員間の連携等が適時緊密 にできること。

附 則

(施行期日)

この特定操縦技能審査実施細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この特定操縦技能審査実施細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この特定操縦技能審査実施細則は、平成29年12月1日から施行する。